

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年10月6日)

[件 名]

- 下水道管路の全国特別重点調査における優先実施箇所の調査結果について
(水環境保全課)・・・2
- 令和7年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について
(まちづくり課)・・・4
- 県営住宅関係書類の誤送付について
(住宅政策課)・・・5

生活環境部

下水道管路の全国特別重点調査における優先実施箇所の調査結果について

令和 7 年 10 月 6 日
自然共生社会局水環境保全課

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、国土交通省が全下水道管理者に対し要請を行っている「全国特別重点調査」のうち、本県における「優先実施箇所」の調査結果を報告します。

1 全国特別重点調査の概要

全国特別重点調査の対象は、管径 2m 以上かつ 30 年以上経過した下水道管路であり、今回報告分は「全国特別重点調査」のうち、下記の「優先実施」分の報告である。



2 優先実施した箇所の調査結果

本県では県天神川流域下水道（約 1km）、米子市（約 2km）の下水道管路が優先実施の対象となっており、その調査結果は以下のとおり。

自治体名 (調査対象延長)	調査の概要及び結果
県天神川流域 (約 1km)	<ul style="list-style-type: none"> R6 年度に実施した管路調査結果の専門家による再検証、地面下の空洞調査を実施 ⇒約 1km が緊急度Ⅱと判定された。地面下の空洞はなし (具体的な状況) 緊急度Ⅱ：管路の骨材が露出している状態
米子市 (約 2km)	<ul style="list-style-type: none"> 下水管路の内部から目視調査、管路の打音調査を実施 ⇒約 0.4km が緊急度Ⅰ、約 1.6km が緊急度Ⅱと判定された (具体的な状況) 緊急度Ⅰ：管路から鉄筋が露出、浸入水の流入が発生している状態 緊急度Ⅱ：2mm 以上のひび割れが発生している状態

※緊急度Ⅰ：原則 1 年以内に速やかな対策の実施が必要 (例：管路から鉄筋が露出、5mm 以上のひび割れ等)

※緊急度Ⅱ：応急措置を実施した上で、5 年以内に対策を実施が必要 (例：管路から骨材が露出、2mm 以上のひび割れ等)



< 管路から鉄筋が露出 (緊急度Ⅰ) >



< 浸入水の流入 (緊急度Ⅰ) >



< 2mm 以上のひび割れ (緊急度Ⅱ) >

3 今後の対応

(1) 県天神川流域

- 緊急度Ⅱと判定された箇所は、今年度中に応急措置（ひび割れ部に樹脂を充填する等）を行ったうえで、来年度以降、速やかに恒久的な対策工事（管の内側にライナー（更生材）を巻く等）を実施する予定。

(2) 米子市

- 緊急度Ⅰ又は緊急度Ⅱと判定されたいずれの箇所も速やかに地面下の空洞調査を実施する予定。
- 緊急度Ⅰと判定された箇所は、1 年以内に恒久的な対策工事（管の内側にライナー（更生材）を巻く等）を実施する予定。
- 緊急度Ⅱと判定された箇所は、応急措置（ひび割れ部に樹脂を充填する等）を行ったうえで、5 年以内に恒久的な対策工事（管の内側にライナー（更生材）を巻く等）を実施する予定。

<恒久的な対策工事のイメージ>



<恒久的な対策工事の施工例>



<工事前>



<工事中>



<完成>

(参考) 県内の下水道管路の全国特別重点調査(優先実施箇所除く)実施予定

自治体名	調査対象延長	調査実施予定
鳥取市	約 6 k m	9月から 11月頃現地調査実施
倉吉市	約 1 k m	現地調査準備中、11月頃現地調査実施予定
境港市	約 1 k m	現地調査準備中、11月頃現地調査実施予定

令和7年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について

令和7年10月6日
まちづくり課

令和7年7月1日を価格判定の基準日とする令和7年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について、9月17日に公表したので、その概要について報告します。

1 地価調査の目的

地価調査は、国土利用計画法施行令第9条により、都道府県が毎年1回（7月1日）基準地の価格を調査し、その結果を公表している。これは、国の行う地価公示（価格判定の基準日は毎年1月1日）とあわせて一般の土地の取引価格の指標として活用されている。

2 地価調査の結果及び地価動向

- 県内の平均地価は、全用途平均で下落傾向が続いているものの、下落率は昨年比べて縮小した。用途別では、住宅地及び商業地は下落率が縮小したほか、工業地においては6年振りに上昇した。
下落率：住宅地 R7年▲0.6（R6年▲0.7）、商業地 R7年▲0.5（R6年▲0.9）、工業地 R7年0.2（R6年▲0.2）

- 価格が上昇した地点は32地点となり、昨年の29地点に比べて3地点増加しており、地価の回復基調が伺える。

- ・住宅地：市街地郊外の分譲住宅地において上昇しているが、中山間地域では住宅需要減少が続いているため、平均地価としては下落となった。
- ・商業地：商店街等の空き店舗が埋まらない等により下落傾向であるが、郊外での大型店舗オープンや、住宅需要が高い地域周辺では波及効果が見られ、前年に比べて回復基調である。
- ・工業地：境港市昭和町において、水産加工施設の新設等、周辺土地の需要が見られたことから、工業地の平均地価としては上昇に転じた。

第1表 最近10年間の対前年変動率の推移（鳥取県）（単位：％）

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	備考
住宅地	▲2.0	▲1.7	▲1.2	▲1.0	▲1.3	▲1.1	▲0.9	▲0.8	▲0.7	▲0.6	26年連続下落
商業地	▲2.0	▲1.4	▲0.9	▲0.8	▲1.7	▲1.5	▲1.3	▲1.1	▲0.9	▲0.5	34年連続下落
工業地	▲1.3	▲0.6	0.4	0.8	▲0.6	▲0.5	▲0.3	▲0.3	▲0.2	0.2	6年振りに上昇
全用途	▲2.0	▲1.6	▲1.1	▲0.9	▲1.4	▲1.1	▲0.9	▲0.8	▲0.8	▲0.6	27年連続下落
全国(全用途)	▲0.6	▲0.3	0.1	0.4	▲0.6	▲0.4	0.3	1.0	1.4	1.5	

回復基調

第2表 地域別・用途別の対前年変動率（単位：％）

対前年変動率	住宅地		商業地		工業地		全用途	
	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7
鳥取県	▲0.7	▲0.6	▲0.9	▲0.5	▲0.2	0.2	▲0.8	▲0.6
全国	0.9	1.0	2.4	2.8	3.4	3.4	1.4	1.5
鳥取市(※)	▲0.7	▲0.5	▲1.4	▲0.6	▲0.4	0.0	▲0.9	▲0.5
米子市	0.5	0.7	▲0.2	▲0.1	▲0.3	▲0.3	0.3	0.4
倉吉市	▲0.5	▲0.4	▲0.4	▲0.2	0.0	0.0	▲0.5	▲0.4
境港市	▲1.5	▲1.3	▲0.5	▲0.8	0.0	1.7	▲0.9	▲0.6
町村部	▲1.1	▲1.1	▲1.3	▲1.1			▲1.2	▲1.1

※ 鳥取市の旧市域に限定すると、住宅地は横ばいから上昇（R6:0.0→R7:0.3）、商業地は下落傾向であるが下落率が縮小（R6:▲1.2→R7:▲0.2）している。

第3表 価格の上昇・横ばい・下落した地点数（単位：地点）

用途	令和6年				令和7年			
	上昇	横ばい	下落	計	上昇	横ばい	下落	計
住宅地	25	15	88	128	27	14	88	129
商業地	3	12	20	35	3	15	17	35
工業地	0	4	2	6	1	4	1	6
宅地見込み地	1	0	1	2	1	0	1	2
計	29	31	111	171	32	33	107	172

※令和6年は前年と比較できない選定替1地点を除いている

第4表 最高価格地

用途	所在地	標準価格(円/㎡)		対前年変動率(%)	備考
		R6	R7		
住	鳥取市西町3丁目	84,000	84,000	0.0	13年連続最高価格。中心市街地の閑静な住宅地域。
商	鳥取市栄町（加藤紙店）	102,000	101,000	▲1.0	30年連続最高価格。鳥取駅前の商業地。

県営住宅関係書類の誤送付について

令和7年10月6日
くらしの安心局住宅政策課

県営住宅の管理代行業務を委託している鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）において、県営住宅関係書類1名分を誤って送付し、個人情報が出た事案が発生したので報告します。

今後は、このようなことが生じないよう県及び公社で再発防止策を講じ、個人情報の適切な管理を徹底します。

1 判明した日時 令和7年9月29日（月）13時10分頃

2 経緯

- 9月25日（木）に公社事務局職員は、県営住宅の入居者Aが生活相談支援を利用している施設Xの担当B氏と連絡を取り、担当B氏宛に入居者Aの関係書類（B氏への送付状、入居者A宛ての封筒（入居者Aの収入申告書が同封されているもの）、返信用封筒）を送付した。

<施設Xに収入申告書を送付することとなった背景>

入居者Aは、近年手続きを自ら行えなくなってきていたことから、事前に本人の了解を得た上で、施設Xの職員に手伝ってもらって収入申告書の記載内容の確認と当該申告書の公社への提出をしてもらうようになっていたもの。

<収入申告書>

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、翌年度の家賃を決定するために、毎年度入居者に対して前年の収入申告を求めるもの。

- 9月29日（月）13時10分頃に、施設Xと類似（読み方が同じ）の施設Yの職員から、公社から送付のあった書類に記載されていた入居者Aは施設Yの利用者ではない旨の電話が公社事務局にあり、個人情報の流出が判明した。

3 流出した個人情報等

入居者Aの住所、氏名

また、B氏宛ての封筒の中には、入居者A宛ての封緘されていない封筒が入っていたが、施設Yの職員によれば、入居者A宛ての封筒の中身は見えていないとのことである。

しかし、その封筒の中には、入居者Aの収入申告書が入っており、それには、氏名、続柄、生年月日、別居同居の別、異動区分、異動年月日及び前年の収入金額が記載されていたことから、それらの情報についても流出する恐れがあった。

4 誤送付の原因

- 当該公社事務局職員は、入居者Aが生活相談支援を利用している施設Xに郵送する際、Xという名称の施設が1つしかないと誤認し、ネットで検索し表示された施設Yに誤って発送したものであり、事前の確認が不十分であった。
- 個人情報を含む文書の発送に当たっては、発送作業マニュアルに基づき、2名以上で作業し、宛先等に間違いがないかチェックしあうべきところ、他の職員がいないにもかかわらず発送を急ぎ、一人で対応してしまった。

5 公社の対応状況

- 9月29日（月）13時30分頃、公社事務局職員が、施設Yを訪問し、誤送付した書類一式を回収し、謝罪。
- 9月29日（月）15時頃、公社事務局職員が、施設Xを訪問し、今回の事案を説明し、謝罪するとともに、入居者A宛ての収入申告書を封入した封筒及び返信用封筒を手交して提出を依頼。
- 9月30日（火）14時45分頃、公社事務局職員が施設Xの職員とともに入居者A宅を訪問し、今回の事案を謝罪するとともに、再発防止に努めることを説明。

6 再発防止策

- 県は、公社全職員を対象にした個人情報管理に関する研修会を各事務所で開催し個人情報の適正な管理の徹底を図るとともに、文書発送時のダブルチェック等の作業手順を直接現地で点検し、再発防止を図る。
- 公社は、職員の担当業務が変更になっても適切に対応ができるよう毎年度研修を行う等以下の取組を行い、組織的に再発防止に取り組む。
 - 生活相談支援施設等の県営住宅以外の連絡先に書類を送付する場合にも発送先の所在地及び名称も含めダブルチェックを行う等マニュアルを見直す。
 - 毎年度の研修だけでなく、事務分担を変更した場合等も個人情報の取扱いに係る研修を開催し発送作業マニュアルに基づいた対応の徹底を図る。
 - 公社各事務所責任者は、発送作業マニュアルのチェックリストをもとに確認状況、発送数を確認し、公社本部に報告する。